

公私連携幼保連携型認定こども園の園運営に係る自己評価書

【令和4年度分】

I 自己評価

- A 基準に適合している。
- B 基準にほぼ適合している。
- C 基準に適合していない部分がある。
- D 基準に適合していない。
- － 当該年度は該当なし

1 認定こども園の設置及び管理運営について

	基準等	自己評価
(1)	認定こども園の施設設置にあたっては、近隣住民等へ事前説明、調整、紛争等の解決に誠意を持って対応し、現在いずみの森幼稚園に入園中の児童及び保護者、職員等の安全を十分確保すること。	－ 平成30年度から令和元年度にかけて実施済み。
(2)	認定こども園の管理運営は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法令を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で行うこと。	A ・小学校就学前の子ども的人员を把握し、子どもが健やかに育成される環境を整えた。 ・保護者に対して、子育て支援の総合的な提供をすすめることができた。
(3)	児童や保護者の心情に最大限配慮し、きめ細かなサービスの提供に努めること。	B ・職員間で、子どもや保護者の情報共有を的確な配慮をするように努めた。 ・子どもや保護者への、声かけも怠らず行えた。 ・行事の際に、保護者からの要望が出ていたので配慮が欠けていた部分があった。
(4)	施設設備や組織体制について、児童や保護者の安全安心に考慮した必要な措置を講じること。	A ・施設整備について、年1回の貯水槽の清掃や防災設備の点検を行い、安全に生活できるようにした。 ・組織体制について、令和4年度初めに、防災管理マニュアル、危機管理マニュアルを職員全員が確認し園児・保護者の安全安心に配慮した。
(5)	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、施設の管理・運営については、市の確認を受けること。	－ ・認定こども園設置時に実施済み

2 定員について

	項目	自己評価
(1)	定員については、子ども・子育て支援法第19条第1項の規定により、1号認定18人程度、2号認定45人程度、3号認定60人程度を目安に事業者が設定し、市の承認を受けること。	A ・入所児童数の減少を踏まえ、一関市と協議の上、令和3年4月から1号認定を15名、2号認定を50名、3号認定を30名の定員としている。
(2)	1号認定については、定員を超えた場合は市内在住者を優先することし、一関市と協議すること。	A ・一関市との情報共有により進めることができた。

3 施設開園時間及び休日について

	項目	自己評価
(1)	施設の基本開園時間は1日11時間（午前7時から午後6時まで）を原則とし、事業者が定めるものとする。	A ・規程通り午前7時から午後6時まで開園した。
(2)	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日以外は原則として休園しないこと。ただし、1号認定については必要に応じて別途定めることができる。	A ・原則休園は行っていないが、昨年度はコロナ禍で休園せざるを得ない日があった。感染対策を強化し、なるべく休園の措置をとらないように工夫をした。 ・1号認定は、春休み・夏休み・冬休みの他に土曜日開催の運動会やお遊戯会の時は、次の月曜日を代休する措置をとった。

4 基本原則

	項目	自己評価
(1)	認定こども園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。	A ・「素直な心 相手を思いやる心育む」を保育理念とし、これに基づき進めた。
(2)	虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。	A ・職員に対し、人権擁護のセルフチェックを毎月行わせ各自及び職員間で共通理解した。
(3)	懲戒に関し児童の福祉のために必要な措置をとる時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。	A ・懲戒は行っていない。
(4)	法人代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、一関市の幼児教育及び保育をよく理解し、一関市の関連施策にも積極的に協力すること。	A ・「素直な心 相手を思いやる心育む」の保育理念を持ち、一関市の保育施策の事業に積極的に協力した。
(5)	認定こども園の運営にあたっては、保護者をはじめ地域に開かれた認定こども園を目指し、利用者を選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。	A ・ホームページ等で、出来る範囲での園情報を開示し多くの方に園の魅力を伝えていた。 ・園見学にくる方には、園パンフレットでわかりやすく情報を提供することができた。
(6)	各種関係法令や通知等を遵守すること。	A ・園長はじめ、副園長、主幹の3名が必ず法令や通知書に目を通し、理解して職に務めていた。

5 教育及び保育について

	項目	自己評価
(1)	教育及び保育の実施については、国の示す最新の幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）等により、指導計画及び教育・保育課程を作成し、実施すること。また、市教育委員会が定める一関市教育振興基本計画等を参考に教育・保育を行うこと。	A ・保育教諭は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が安心した環境にいることがみえた。 ・市の基本計画等を参考にし、就学前の年長児に、翌年の学校進学に向けてのサポートを行った。
(2)	現在のいずみの森幼稚園で実施している特長な幼児教育の継承に努めることを基本とし、認定こども園の特長を生かした運営を行うこと。	—
(3)	発達障がい等を含む特別な支援を必要とする児童に対して、園内支援体制を整備するとともに、支援を必要とする児童及び保護者への対応については、市子育て支援担当課など関係機関と連携を図り対応すること。	A ・巡回指導員や保健師、児童相談所と連携し小さなことでも、連絡を密にとっていた。 ・保育教諭と保護者の信頼関係を築き、子どもが安心して暮らせるように関係各所との綿密に打ち合わせ等を行い、教育保育の環境を創造するように努めていた。
(4)	保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会等一般的な行事まで規制するものではない。	A ・多様性に配慮し進めていた。
(5)	認定こども園は、近隣の小学校との連携を図り円滑な接続に向けて就学支援を行うこと。また、地域の幅広い世代と交流するように努めること。	A ・コロナ前は、近隣の小学校の子どもたちと年2回生活の授業として交流会を行っていた。しかし、令和4年度コロナ禍であり、近隣の小学校の子どもたちの交流会が難しかったが、先生方の来園で園児の様子をみてもらった。 ・地域との交流も、コロナ禍で控えていた。しかし、ホームページで園の様子をみていただけるように努めていた。
(6)	特別保育事業として原則11時間の開園時間の後、さらに延長保育事業（午後6時から午後7時まで）を実施すること。なお、それ以降の時間は自主事業とする。	A ・11時間の開所のあと、延長保育を実施した。
(7)	通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う一時預かり事業（一般型）を実施すること。	— ・ポスターを町内のコンビニなどに掲示し広く周知していたが、令和4年度は利用者がなかった。 ・今年度も、続けていく方針。
(8)	サービス向上につながるその他の特別保育事業（障がい児保育、休日保育、病児・病後児保育等）については、可能な限り実施に努めること。	B ・障がい児保育の実施に努めた。 ・職員の体制が整え、障がい児の受け入れを積極的に行った。 ・休日保育、病児・病後児保育等は実施しなかった。
(9)	在園する1号認定児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）を実施すること。	A ・1号認定の園児の一時預かり事業を積極的に実施してきた。 ・保護者の希望に応じて、幼稚園型一時預かりを実施した。

10)	認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・市の担当課と連携を取り、園舎内での子育て支援事業を行っていた。 ・コロナ前は、正面玄関から園舎内に入っていたが、楽しく過ごしている保育の様子を見てもらったり、園庭を解放したり給食の内容を見てもらってこども園の様子も感じてもらっていたが、令和4年度はコロナ禍で、園舎の一部内だけでの事業となった。
-----	------------------------------------	---	---

6 職員等について

項目		自己評価															
(1)	園長は認定こども園法施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第12条に規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格を有する専任の正規職員を配置すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の通り配置した。 														
(2)	園長を補佐する者として、専任の正規保育教諭を、主幹保育教諭として配置すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・主幹保育教諭の他、副園長も正規職員として配置し、園長の補佐に努めた。 														
(3)	主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・基準通り配置した。 														
(4)	④ 各学級に担任として保育教諭を配置すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・基準通り配置した。 														
(5)	<p>⑤ 教育及び保育に直接従事する職員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="226 786 778 965"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 満5歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>イ 満4歳以上満5歳未満の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>ウ 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>エ 満2歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>オ 満1歳以上満2歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>カ 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職員数の算定にあたっては、アからカまでの区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第2位以下切捨て）とすること。</p>	園児の区分	職員数	ア 満5歳以上の園児	おおむね30人につき1人	イ 満4歳以上満5歳未満の園児	おおむね30人につき1人	ウ 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	エ 満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	オ 満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね6人につき1人	カ 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	A	<ul style="list-style-type: none"> ・基準通り配置した。 ・園児の減少に伴い、保育教諭の配置も余裕が出てくることを考え、その際は、利用者への手厚いサービス向上に努めたい。
園児の区分	職員数																
ア 満5歳以上の園児	おおむね30人につき1人																
イ 満4歳以上満5歳未満の園児	おおむね30人につき1人																
ウ 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人																
エ 満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																
オ 満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね6人につき1人																
カ 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																
(6)	特別保育事業の実施にあたっては、国又は市が定める基準により職員を配置すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・基準通り配置した。 														
(7)	学級編成については、1学級の園児数は35人以下とすること。ただし、3歳児については25人以下を原則とする。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の通りとした。 														
(8)	栄養士又は栄養教諭の配置及び調理員を配置すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員を基準通り配置した上で、栄養士を配置した。 ・食育活動にも力を入れているので、栄養士の存在が不可欠。 ・子どもたちの食育の関心度が高く、栄養士の指導が良いと感じる。 														
(9)	看護師又は養護教諭を配置すること。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度まで、看護師の求人をおこなっていた。しかし、応募がなく雇用に至らない。 														
(10)	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に、学校医、歯科医、薬剤師を配置出来ている。 ・園児の健康状態や、園でけがをした際にすぐ駆け付けられる医療機関であるため安心している。 														
(11)	職員の採用にあたっては児童への影響に配慮し、できる限り正規雇用を行うように努めること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年各学校やハローワークへ正規雇用として求人を出しているが、昨年度は応募がなかった。引き続き、採用した際は、正規雇用を行うよう努めていく。 														

7 職員の研修に関すること

項目		自己評価	
(1)	業務に従事する職員の資質向上を図るため、教育・保育に関する必要な研修を行うこと。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍3年が経ち、オンライン研修が定着してきたので、多くの職員が研修に参加することができた。 ・コロナ禍当初は、外部に出ることも危惧していたため研修を見送っていたが、研修することで新たな発見と、職員の向上が見られることを昨年度実感した。今後も、積極的に研修に参加してもらおう。
(2)	県等が実施する保育教諭等を対象とする研修に積極的に参加するとともに、園内研修を定期的開催すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、オンラインで研修ができるものに積極的に参加していた。 ・園内研修も定期的開催し、保育教諭間の話し合いも多く持てるよい機会となっている。

8 給食に関すること

	項目	自己評価
(1)	園児の健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については、厚生労働省が作成している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取扱いを行うこと。	A ・栄養士がアレルギー対応ガイドラインに従って的確な対応をしている。
(2)	離乳食、アレルギー食、除去食等個々に配慮した「食」の提供を行うこと。	A ・入所時に、アレルギーがあるかどうか確認している。 ・離乳食では、未食のものや喫食の食材を必ず聞き、乳児担任の保育教諭と栄養士が綿密に確認しながら離乳食をすすめている。
(3)	調理は、当該園内で行うことを基本とし、全園児に給食を提供すること。	A ・調理は園内で行った。 ・温かい給食を提供するように努めている。 主食のご飯も温かいものを提供している。 ・各クラスの喫食時間に合わせて提供している。
(4)	安全な食材を確保していることを周知するため、食材に関する情報提供を適宜行うこと。また、献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童や保護者に対する栄養指導を実施すること。	A ・各クラスだより等、展示食も毎日行い開示出来た。 ・給食だよりも毎月発行した。
(5)	アレルギー疾患をもつ児童には、アレルギー対応食を提供すること。	A ・園児のアレルギーに合わせて配慮することができた。

9 健康診断に関すること

	項目	自己評価
(1)	利用児童に対し、入所前健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施すること。	A ・周知し、実施した。
(2)	職員への健康診断は採用時及び少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は毎月検便を行うこと。	A ・職員の健康診断は、必ず行うこととし実施できた。 ・検便は、全職員毎月実施した。 ・昨年度のコロナ禍では、毎日出勤簿に熱や自身の体調について記載することとした。

10 保育料等について

	項目	自己評価
(1)	保育料については、市が定める利用者負担額とすること。	A ・基準通りできた。
(2)	児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険及び災害共済給付制度へ加入すること。	A ・日本スポーツ振興センター他1件保険加入した。 ・災害共済も加入済みである。
(3)	費用負担については、保護者の負担軽減に留意するとともに、移管前に市立いずみの森幼稚園の利用者から徴収していた費用以外の負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、保護者の同意を得ること。	A ・全施設利用者（保護者）に都度、説明し周知した。 ・個々に質問があった場合にも、丁寧に説明できた。

11 災害、事故について

	項目	自己評価
(1)	入園児の安全確保のために必要な設備や体制を整備するとともに、侵入者等園児に危害が及ぶ場合に備えて、警察・消防等関係機関に迅速かつ的確に通報できるように必要な訓練を行うこと。	A ・年2回の不審者対応訓練を行ったが、未だ不安があるため、令和5年度から年4回の不審者対応をした。 ・不審者対応に、一関防災設備で扱っている『あしどめくん』という備品を用意し、園内で対応マニュアルに基づき行った。 ・警察署との連携を密に取るため、打ち合わせを行った。
(2)	入園児に傷害、死亡、食中毒その他重大な事故があったときは、直ちにその状況について書面をもって市に報告すること。	A ・昨年度は、重大な事故等なく生活できた。
(3)	緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成すること。	A ・緊急時対応マニュアル等は、毎年新年度前に再度確認し、その後全職員に周知した。
(4)	消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する常駐している施設専任の防火管理者を置くこと。	A ・基準通り配置した。

(5)	防火管理者は、認定こども園の防火及び避難について計画を作成し、月1回以上の訓練を実施すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> 毎月その月に発生しやすい想定（台風災害・水害・地震・竜巻等）をし、園児職員ともに訓練に参加した。 その都度、反省会をして不備があった場合は次回に直すように努めた。
(6)	地震、水害等あらゆる災害を想定し、対応マニュアルを作成するとともに、それぞれに必要な訓練を行うこと。	A	<ul style="list-style-type: none"> 上記に同じ 緊急時対応マニュアルを作成した。
(7)	感染症発生時やその予防のための衛生管理に関するマニュアルを作成し、日々衛生的な環境を整えること。	A	<ul style="list-style-type: none"> 保健係が、発行するおたよりに感染予防について園児保護者に周知していた。 園舎内の消毒も朝昼と徹底して行っていた。 学校安全管理マニュアルを作成した。

12 現在の幼稚園からの引継事項についての留意点

項目		自己評価	
(1)	市立いずみの森幼稚園の在園児について受け入れること。（ただし、保護者が希望しない場合を除く）	—	・平成31年度の開所時に対応済み
(2)	(1)により在園児を受け入れる場合に次の点について配慮すること。 ア 現行の通園条件（バスでの送迎等）に配慮すること。 イ 保護者の実費負担について、在園児の保護者に説明し理解を得るようにすること。 ウ 一時預かり事業の利用条件は、市立いずみの森幼稚園の利用条件と同等とすること。	—	・平成31年度の開所時に対応済み
(3)	認定こども園への移行に伴い、保育教諭等が入れ替わることによる環境の変化が、市立いずみの森幼稚園に通園している児童へ及ぼす影響を最小限にするため、また、市の教育・保育内容や指導方法の理解促進を図るため、開園前の平成30年度から交流を行うなど引継ぎの期間を十分に確保し、合同保育等についても実施すること。 開園前より、いずみの森幼稚園保護者会との連携・協力関係を築くため、保護者の声を受け止める機会を設けること。	—	・平成31年度の開所時に対応済み

13 第三者評価等

項目		自己評価	
	法人は利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、第三者評価を受け、その情報を公開するように努めること。	C	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度までコロナ禍のため、第三者評価委員の出入りも制限していたため評価を行えなかった。しかし、令和4年度初めに第三者評価委員へ挨拶をかねて1年の園行事の話等を行った。 令和5年度からは、本格的に第三者評価委員会の方に都度来園していただきながら、1年間の評価をいただくこととしている。

14 いずみの森幼稚園施設に関すること

項目		自己評価	
(1)	認定こども園として必要な施設の改修については市が行うものとする。ただし、長寿命化・老朽化対策に係る改修は行わないものとする。	A	・協定通りの対応をした。
(2)	認定こども園運営後の施設改修は、事業者の負担で行うこと。	A	・雨漏りが多く、園で負担し補修工事を行った。
(3)	園庭の遊具の譲渡を受けること。	A	・協定通りの対応をした。
(4)	備品の譲渡を受けること。なお、不要なものは移管前に市に申し出ること。	A	・協定通りの対応をした。
(5)	譲渡を受けた建物及び借り受けた土地は、別の事業に使用しないこと。	A	・協定通りの対応をした。
(6)	土地の形状を変えないこと。	A	・協定通りの対応をした。

15 開園後の事業運営等に関すること

項目		自己評価	
(1)	事業者は、開園後に市が実施する子育て支援関係の事業等へ協力すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回の市の子育て支援事業に関しても協力した。本来、園庭での自由遊びも行っていたが、コロナ禍のため、自粛となった。 ・令和5年度からは、自粛撤退し多くの子どもたちに自由に遊んでいただきたい。
(2)	運営にあたり、保護者の意向を把握し、要望には誠意を持って対応すること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・各行事の後の保護者アンケートや年度末のアンケートにある意見は、個々に回答することができないが、園だよりなどで、意見の回答や今後活かしていきたい旨を記載し公表していた。 ・個別に意見等があった場合にも、迅速に対応できていた。
(3)	地域に根差した運営に努めること。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ前は、地域の老人会の方々と昔遊びの交流会などをしてきたが、令和4年度コロナ禍のため、地域交流を一旦中止した。 令和5年度から、再開していく予定。

16 その他

項目		自己評価	
	本基準に定めるもののほか、「一関市公私連携幼保連携型認定こども園事業者募集要項」及び「一関市公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集に係る諸条件」に定める事項を遵守するものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・協定通り対応した。

II 保護者からの意見、要望、満足度等

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、楽しく園で過ごしている様子を保育者を通して保護者に伝わり信頼関係が築けていると感じる。 ・保育者が、保護者・園児に親身になり接していることで、この園に通わせて良かったと思っていたり、兄弟児も通わせたいと思っている保護者が多くいて有難く思う。 ・園からのおたよりに、言葉足らずの部分があり保護者に理解してもらえないことがあった。

III I IIを踏まえた課題等

<ul style="list-style-type: none"> ①令和4年度までコロナ禍で地域交流や子育て支援事業が閉鎖していたが、令和5年度は地域との交流会、花泉小学校との交流会を充実させていきたい。 ②保護者対応や園児と信頼関係をつくるために努力したい。 ③全国で起きているバス置き去り事件は、園側が登園の確認を責任もってすべきである。 ④現在、保育士の求人をかけていても就職する人が少なく感じている。原因は、業務過多や給与処遇についてが最も多くあげられている。それを解消し、保育士を積極的に受け入れられるような園づくりをしていく。 ⑤令和4年度はコロナ禍のため、第三者委員会の方に園訪問をしていただき評価をいただくことが難しかった。

IV 対策案

<ul style="list-style-type: none"> ①地域の方々と話し合いをし、感染症対策をしっかりとした上で交流会をしていく。 ②職員の資質向上のために、積極的に研修会参加させる。
--

③令和5年度に、バスに置き去り防止の機器をつけ、バスマニュアルをもとに職員の何重もの確認を徹底し置き去り防止を防ぐ。また、車での置き去り防止については、登園予定の園児が午前9時までに登園しなかった場合は、職員がその家庭に電話連絡をする。これを徹底していく。

④保育士を雇用するにあたり、原因となる業務過多はICT等を導入したり、処遇改善をしっかりと配分し保育士の受け入れを目指す。また、職員への福利厚生も充実させていく。

⑤令和5年度から、行事ごとに第三者委員に声がけをして園の様子をみていただくようにする。
また、通常の保育の様子も見ていただき1年間の評価をいただくこととする。